

十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を定める件の一部を改正する告示新旧対照表

十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を定める件（平成十一年国家公安委員会告示第四号）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の営業所に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を定める件</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第三十六条の二第二項の規定に基づき、十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業又は店舗型電話異性紹介営業の営業所に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を次のとおり定める。</p>	<p>十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を定める件</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第三十六条の二第二項の規定に基づき、十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示を次のとおり定める。</p>